

平成28年度 事業計画

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

基本理念

「全ての住民が共に生き、支えあい、
より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」

福祉目標

「元気 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくり」

基本方針

今、福祉施策は大きな転換期に差し掛かっています。国においては、団塊の世代と言われる方々の高齢化、出生率の大幅な低下により超高齢社会を迎えようとしています。

介護保険制度が財政的に限界となり、また、介護事業に携わる職員の深刻な不足から施設はあっても入所出来ない等様々な問題が起き、制度による給付から昔ながらの地域による支え合いに変わろうとしています。

佐用町においても、合併から10年を経過した平成27年度には、合併時2万2千人あまりあった人口が、4千人以上減少したこと等に伴い、高齢化率が36%を超える事態となっています。

少子高齢化に加え、核家族で高齢者の単身世帯・高齢者のみの世帯が多くなり、地域を支えていただく力（人材）そのものが不足し、「無縁社会」を生み出す原因ともなっています。

このような厳しい社会情勢の中、佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、第2次地域福祉推進計画（以下「さようふくしプラン」という。）の最終年度として、その基本理念と福祉目標の達成のため、地域の皆様、ボランティアの皆様等の参画とご協力をいただきながら役職員一丸となって各種事業に取り組みます。

また、介護サービス事業については、介護報酬の引き下げや利用者数の減等厳しい経営状況にありますが、地域の皆様には必要不可欠な事業であり、経営努力や質の向上に努め、常に利用者の立場に立った心のこもった介護サービスの提供に努めます。

新規の事業として平成29年度から実施される新しい総合事業の取組みに備えて、生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ調査と地域資源の掘り起こしを図ります。

また、平成27年度に設立された「佐用町社会福祉法人連絡協議会」と連携し、きめ細かな地域福祉の推進を図ります。

本年度は、第3次地域福祉推進計画の作成年となっていますので、皆様のお力添えをお願いいたします。

重 点 事 項

- (1) 『みんなでつくる、地域支えあい体制づくり』のため、小地域における福祉関係者のさらなるネットワークづくりに努めます。
- (2) 『誰もが尊厳を守られる地域社会づくり』のため、安心して生活できる、共に生きる地域づくりに努めます。
- (3) 『さようふくしプランの着実な推進』のため、事業項目の点検評価を怠ることなく、住民の参画と協働を得て地域福祉活動を推進します。また、新たに第3次さようふくしプランを策定します。
- (4) 『安定的・継続的、且つ一層の質の向上を図る』ため、職員研修等に積極的に参加し、福祉人材の確保と育成・定着及び資質向上に努めます。
- (5) 『本会経営の活性化と安定』のため、法人運営の基盤である理事会、評議員会を開催します。

具体的な事業活動

1. 地域福祉活動の推進

さようふくしプランでは、地域福祉活動の目指すところを、「私たちが毎日を快適に安心して暮らしていくために、地域で抱えている課題や問題を解決していくことです。地域の中で援助を必要とする人が孤立することがないように、問題の

解決に向けて考え、支え合い、助け合いながら自分にできる範囲で活動していくこと」と、定義しています。

このことの実現を目指して、以下の事業に従前以上の取り組みを行います。

- (1) 三者(福祉委員・民生委員児童委員・民生児童協力委員)連絡会の推進
平成27年度に引き続き各地区2回開催し、内容充実を図り、「地域の実情の把握」「三者の連携強化」等、ご近所福祉のネットワーク活動、情報共有の場づくりに努めます。
- (2) 各種団体との連携を図り活動を支援するとともに、佐用町社会福祉法人連絡協議会との協働により、より地域の実情に即した地域福祉の推進を図ります。
- (3) ふれあい・いきいきサロン事業の継続実施を支援します。
- (4) まちの子育てひろば事業及び放課後子ども教室事業(C三日月：町受託)を引き続き展開します。
- (5) 生活支援コーディネーターを配置し、新しい総合事業の実施に向けた取り組みを図ります。
- (6) 地域福祉課・介護支援課並びに各きらめきケアセンターとの連携を一層深くしオール社協での取組みを推進します。

2. 在宅福祉活動の推進

佐用町と連携し、関係機関、団体、ボランティアの方々の協力を得ながら、介護予防から生活支援まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう以下のサービスの充実を図ります。

- (1) 佐用町からの受託事業の継続的な取り組み
 - ① 食の自立支援事業(給食サービス)
 - ② 福祉車両による移送サービス事業
 - ③ 家族介護用品支給事業
 - ④ 家族介護者交流事業(在宅介護者のつどい)
 - ⑤ 家族介護教室事業
 - ⑥ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(体験デイサービス事業)
 - ⑦ 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業(ふとんクリーニング) ※広報啓発
 - ⑧ 福祉(弁護士)相談事業
 - ⑨ 地域包括支援センターブランチ事業
 - ⑩ 特定高齢者把握事業
 - ⑪ 認知症サポーター養成講座
- (2) 高齢者並びにひとり暮らし高齢者のつどい事業

- (3) 高齢者を対象におしゃべりクッキング事業
- (4) 安否確認、友愛訪問活動
- (5) 福祉機器貸出事業
- (6) 福祉車両貸出事業
- (7) イベント用品、ゲーム用品等各種備品貸出事業

3. 福祉総合相談活動の推進

平成27年度から施行の「生活困窮者自立支援制度」の取り組みに佐用町との連携を深めます。

専門的な相談に対応するため弁護士による相談所も引き続き開設します。

- (1) 弁護士による福祉相談所開設と、内容への関り（年8回：佐用町受託事業）
- (2) 生活福祉資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金の相談及び貸付
- (3) 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- (4) 公的責任で、本年度設置予定の「西播磨成年後見支援センター（仮称）」の運営等に佐用町との情報共有と連携

4. ボランティアセンターの運営

ボランティア自体の高齢化が進み、新しいボランティアの開拓・育成が大きな課題となっています。人材の発掘のため、広報等の充実に努めます。

平時からネットワークづくりや人材育成を進め、万一の災害時に「災害ボランティアセンター」運営に備えます。

- (1) ボランティア連絡会への活動支援
- (2) ボランティアグループへの活動支援
- (3) ボランティア代表者研修会の開催
- (4) 万一の事故に備えてボランティア市民活動災害共済、ボランティア活動等行
事用保険の推進

5. 情報発信活動

社協活動について、町民の皆様により良くご理解いただくことが出来るように、とりわけ社協だより（かがやき）では、分かりやすく親しんでもらえる誌面づくりに努めるとともに、地域の福祉力を高める手段としての取り組みを進めます。

- (1) 社協だより（かがやき）の毎月発行
- (2) ホームページによる情報提供
- (3) 防災行政無線及び佐用チャンネル、新聞等を活用した社協事業のPR

(4) 社協会員募集の推進

6. 福祉教育の取り組み

佐用町内全小・中学校（10校）を福祉協力校として指定し、福祉の心を学ぶ教育活動に取り組めるよう、また、将来の福祉活動を担っていただける人材育成を目指し、教育委員会と連携しながら学習の支援に努めます。

- (1) 福祉協力校指定事業の推進
- (2) 世代間交流の支援
- (3) トライやる・ウィークへの受け入れ協力

7. 共同募金配分金事業

共同募金会からの配分金、並びに歳末たすけあい配分金を受け、次の事業に取り組めます。

とりわけ、公募による助成事業「かがやくまちづくり応援助成事業」の広報啓発を含めた内容充実に努めます。

- (1) 共同募金配分金事業
 - ①公募による各種福祉団体へ助成（かがやくまちづくり応援助成事業）
 - ②町内の全小中学校対象の福祉教育の推進（福祉協力校助成）
 - ③まちの子育てひろば事業
 - ④社協だより「かがやき」の毎月発行
- (2) 歳末たすけあい配分金事業
 - ①正月短期里子受託事業への協力
 - ②歳末愛のお助け隊 対象者：85歳以上ひとり暮らし高齢者
(灯油、おせち、正月用生花の配達)
 - ③新春愛の餅つき大会（子育て中の親子・福祉施設利用者・保育園児等の参加）
 - ④まちの子育てひろば合同イベント（年3回開催）

8. 公益事業の推進

(1) 平成28年度から町の指定管理が見直しになりましたが、引き続き一層効果的な福祉サービス提供に努めるとともに、徹底した経費節減に一丸となって取り組めます。

- ①久崎老人福祉センター（センター上月）の指定管理
 - ②南光地域福祉センター（センターひまわり）の指定管理
- (2) やや利用者数が減少傾向にありますが、外出支援を通じて社会参加の促進、

及び交通空白地の解消をめざす過疎地有償運送事業のさらなる啓発活動を行い、利用者とその利用率向上に努めます。

- ①過疎地有償運送事業（さよさよサービス・江川ふれあい号）

9. 収益事業の推進

(1) 社会福祉法第26条により継続して次の事業を行います。

- ①売店設置事業
- ②喫茶店運営事業

10. 介護サービス事業所の運営

佐用町社協では、地域の特性に鑑み、各種介護サービス事業を実施していますが、平成27年度における介護報酬の引き下げや佐用町においては、平成29年度から実施される予防給付の訪問介護及び通所介護の新しい総合事業への再編などが事業運営に大きな影響を及ぼすものと懸念されます。また、次回（平成30年度）介護保険制度改正に向け、要介護1及び2の軽度者に対する生活援助サービスの新しい総合事業への移行やケアプランの有料化等も議論されており、今後の動向を把握し、対応する必要があります。特に、平成28年度資金収支予算案でも既に収入不足となっています訪問介護事業及び訪問入浴介護事業については、その継続すら厳しい状況になっています。しかしながら、とりわけ訪問入浴介護事業は、町内には社協に代わる事業者はなく、利用者がおられる限り事業を実施しなければなりません。居宅介護支援事業、通所介護事業と併せ、職員研修を充実し、職員の資質向上を図るとともに、行政や福祉・医療等の関係機関と連携しながら、引き続き利用者の立場に立った心のこもった介護サービスの提供に努めます。

(1) 各センターの運営

ア. きらめきケアセンター（南光地域福祉センター内）の運営

- ①訪問介護事業
- ②訪問入浴介護事業
- ③通所介護事業
- ④居宅介護支援事業

イ. きらめきケアセンター佐用（佐用町地域福祉センター内）の運営

- ①通所介護事業

ウ. きらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター内）の運営

- ①通所介護事業

(2) 各介護サービスの推進

ア. 訪問介護事業

要介護者の「いつまでも住み慣れた家で、地域で暮らし続けたい」という願いをかなえるため、食事・入浴・排泄等の身体介護サービスや調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助サービスをご利用者の残存機能を生かしながら提供します。

- ① 訪問介護事業の実施 (対象：要介護 1～5 対象)
- ② 介護予防訪問介護の実施 (対象：要支援 1・2)
- ③ 障害者総合支援法関連
 - 障害福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護) の実施
 - 地域生活支援事業 (移動支援、訪問入浴サービス) の実施
(対象：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者)

イ. 通所介護事業

通所介護事業の目的は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護及び機能訓練、レクリエーションなどを行い、利用者の社会的孤立感の解消及び生活機能の維持・改善を図ることにより、運営上の課題を把握しながら、この原点に立った運営に努めます。

平成 28 年度は、介護サービスの内容を充実させることはもとより、様々な角度から経営状況を分析し、継続的な事業実施の体制づくりに努めます。

- ① 通所介護事業の実施 (対象：要介護 1～5)
- ② 介護予防通所介護事業の実施 (対象：要支援 1・2)
- ③ 事業所の設備等の充実
 - 送迎用車両の更新 (センター佐用)
 - 車椅子用体重計の購入 (センター南光)

ウ. 訪問入浴介護事業

「お風呂に入りたい」という願いをかなえるとともに、身体の清潔や心身機能の維持、介護負担の軽減につなげます。

また、感染症予防対策を十分におこない、主治医や関係医療機関、ケアマネジャー等と連携しながら訪問入浴サービスを提供します。

利用者増に努め、経営の健全化を図ります。

- ① 訪問入浴介護事業の実施 (対象：要介護 1～5)
- ② 介護予防訪問入浴介護事業の実施 (対象：要支援 1・2)
- ③ 地域生活支援事業訪問入浴介護サービスの実施 (対象：身体障害者等)

エ. 居宅介護支援事業

在宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用するサービ

スの種類や内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントをおこないます。

- ① 居宅介護支援事業の実施（対象：要介護 1～5）
- ② 介護予防居宅介護支援事業の実施（対象：要支援 1・2）
- ③ 要介護認定調査の実施

1 1. 人材確保・育成

（1）職員の資質向上

各種研修会の参加や内部研修会の実施により、知識及び技術、倫理性を高めることに努めます。

- ① 人事考課の実施
- ② 内部研修（職種別研修の実施）や外部研修への参加
- ③ 資格取得の推奨

（2）法令遵守

業務管理体制を整備し、法令違反の未然防止や法令違反が発生した場合の早期是正措置、検証を行う体制を整えます。

（3）障害者の雇用確保

障害者雇用促進法に則り、該当事業主として常勤換算職員 1 名の雇用確保を引き続き図ります。

（4）地域との連携強化

本会の使命を意識し、部署を超えての連携強化に努め、平素から地域に貢献する社協職員としての資質を備えさせます。また、佐用町社会福祉法人連絡協議会との協働による地域福祉の推進を図ります。

（5）働きやすい環境づくり

働きやすい職場環境づくりを進めるために、業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。

（6）職員の健康管理

- ① 産業医による健康管理指導
- ② ストレスチェックの実施
- ③ 上部機関による健康予防（労働災害予防）研修への積極的受講と実践
- ④ 職員検診の実施
- ⑤ インフルエンザ予防接種への継続的助成
- ⑥ 腰痛予防対策への手立て

(7) 職員給与関係

- ① 時間外勤務手当の予算措置額を4.0%とします。
- ② 退職に伴う職員の補充については、平成24年度策定の「第1次佐用町社会福祉協議会定員適正化計画（平成25年度～29年度 常勤職員52名）」を見据え実施します。平成28年4月1日時点の職員50名を目途とします。非常勤職員の効果的活用に努力します。

12. 法人運営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・正副会長会の開催

本会の健全経営、総合的な福祉課題に対応するため、理事会・評議員会を適宜開催します。正副会長会を月1回開催して社協運営の活性化を図ります。

(2) 財政基盤の安定

地域福祉活動事業の安定的実施のため、財源となる社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発と促進を図るとともに、その使途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求めます。

① 一般・賛助会員の募集と取り組みの強化

毎年7月を強調月間とし、一般会員を募集するとともに、11月には町内の各事業所を対象に賛助会員の募集に取り組みます。

ア. 一般会費 1口 1,000円

イ. 賛助会費 1口 3,000円

② 補助金・助成金・受託金の適正化

行政に対し、社協に課せられた役割を果たすことにより、その役割の必要性と認識を高め、運営に適した補助金・助成金・受託金の確保に努めます。

③ 事業の効果測定やコストの把握など、事業評価を適切に行い、より効果的で効率的な運営に努めます。

④ 善意銀行への寄付金増のため、PRの強化

⑤ 善意銀行の預託金を有効に活用

⑥ 積立金の効率的、安定的運用

ア. 財政調整積立金

イ. 福祉活動積立金

ウ. 車両運搬具購入積立金

エ. 器具及び備品購入積立金

⑦ 事務の効率化と経費削減

⑧共同募金・歳末たすけあい運動による配分金の有効活用

13. その他

- (1) 災害見舞い等の見舞事業の実施
- (2) 共同募金運動、歳末たすけあい運動への協力
- (3) 緊急生活支援物資支給事業の実施
- (4) 行路人援護実施